

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号） 新旧対照条文（該当部分）

（傍線及び二重傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（登録申請書の記載事項）</p> <p>第九条 法第九条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 着工又は竣工の年月</p> <p>五 (略)</p> <p>六 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先</p> <p>(削る)</p> <p>七 (略)</p> <p>(登録申請書に添付する書類)</p> <p>第十条 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類（第十七条第二項において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（登録申請書の記載事項）</p> <p>第九条 法第九条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 着工の年月</p> <p>五 (略)</p> <p>六 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の商号、名称又は氏名、住所及び委託契約に係る事項</p> <p>七 登録の申請が基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものである旨</p> <p>八 居住の用に供する前の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅にあつては、入居開始時期</p> <p>九 (略)</p> <p>(登録申請書に添付する書類)</p> <p>第十条 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類（第十七条第二項において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。</p>

- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図
(削る)
- 二 (削る)
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第十二条第一号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面
(削る)
- 六 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したときは、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの
イ(略)
- 七 登録の申請が基本方針(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のもの

- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位並びに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅及びその敷地を表示した図面
- 三 縮尺、方位、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- 四 登録を申請しようとする者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類
- 六 登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
- 七 登録を申請しようとする者(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- 八(略)
- 九(略)
- 十(新設)
 - 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年六月一日以後に新築の工事に着手したときは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条第五項(同法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の検査済証その他の書類で当該住宅が昭和五十六年六月一日以後に新築の工事に着手されたものであることを明らかにする書類
 - 二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの
イ(略)
- 十一(新設)

である場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであることを誓約する書面

七|| (略)

(構造及び設備の基準)

第十二条 法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ (略)

十二|| (略)

(構造及び設備の基準)

第十二条 法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ (略)

※別記様式第一号（申請書の様式）の改正内容は略